

岩手県告示第310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年4月1日次のとおり委託した。

令和8年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会	盛岡市中ノ橋通二丁目4番16号 やまのえんビル1階	介護サービス情報調査手数料の収納	令和8年3月31日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
公益財団法人いきいき岩手支援財団	盛岡市本町通三丁目19番1号	〃	〃	〃